

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年12月26日（平成30年（行情）諮問第656号）

答申日：平成31年3月11日（平成30年度（行情）答申第481号）

事件名：「特定官職の交替に際して事務引き継ぎに関する文書」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「情報公開・個人情報保護室長の交替に際して事務引き継ぎに関する文書の全て。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月10日付け防官文第14482号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

業務の継続の必要性を鑑みると引き続きに関する文書が全く存在しないとは考えられず、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、本件開示請求に該当する行政文書は作成されておらず、その保有を確認することができなかったことから、法9条2項の規定に基づき、平成28年8月10日付け防官文第14482号により不開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「業務の継続の必要性を鑑みると引き継ぎに関する文書が全く存在しないとは考えられず、改めて関係部局を探索の上、発見に努めるべきである。」として原処分の取消しを求めるが、情報公開・個人情報保護室長の交替に際しては、口頭により業務内容の説明等が行われており、新たな資料を作成したり、具体的な引き継ぎ内容を記載した文書は作成されておらず、その保有を確認することができなかったことから原処分を行ったものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年12月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年2月21日 審議
- ④ 同年3月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「情報公開・個人情報保護室長の交替に際して事務引き継ぎに関する文書の全て」である。

処分庁は、本件対象文書は作成されておらず、保有を確認することができなかったことから不存在として不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、本件対象文書について、改めて諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 防衛省における担当者間の事務引継ぎについては、特段の規定はない。

イ 情報公開・個人情報保護室長（以下「情個室長」という。）の交替に際しての事務引継ぎについては、前任者及び後任者において、口頭での業務内容の説明、共有フォルダや行政文書の確認等を行っている。

ウ 原処分に当たっては、歴代の情個室長に聞き取りを行ったが、その作成及び保有を確認することができず、机及び書庫並びに共有フォルダ及びパソコン内のデータを探索したが、保有を確認することができなかった。

(2) 防衛省における担当者間の事務引継ぎに関する規定の存否につき、当審査会事務局職員をして、防衛省ウェブサイトの防衛省情報検索サービスを調査させたが、事務引継ぎに関する規定の存在はうかがわれなかった。

(3) そうすると、防衛省において、担当者間の事務引継ぎ方法の定めはなく、担当者間において口頭での説明により行っており、事務引継ぎのための資料を作成していないことから保有していない旨の上記(1)の諮問庁の説明を覆すに足りる事情は見当たらないことから、本件対象文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 付言

本件は、審査請求から諮問までに約2年3か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子